

孤独・孤立対策に関する提言

近年、人口減少、核家族化などの世帯構造の変化、居住地域と職場・学校等の分離の進行など、地域におけるつながりが希薄化する中、新型コロナウイルス感染症により人々の接触機会が減少し、孤独・孤立の問題が一層深刻化・顕在化してきている。

これまでも、住民に身近な存在である市町村は、NPO等の民間団体や自治会等とともに取り組んできているところであるが、現下の状況も踏まえ、孤独・孤立対策の強化や推進体制の充実が求められている。

政府においては、孤独・孤立対策担当大臣を指名し、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、孤独・孤立対策に関する連絡調整会議を開催しているところである。

については、誰ひとり取り残さない社会を構築するため、今後、政府がとりまとめる対策の策定に当たり、市町村の意見を尊重し、下記事項について積極的な措置を講じられたい。

記

1. 孤独・孤立対策を効果的に推進するためには、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが必要であることから、縦割りを排して横断的に施策を実現する政策パッケージを早期に提示すること。
2. 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、子どもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。
また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。
なお、より幅広い支援につなげるため、当事者の基本情報や対応等を関係部局で共有できるよう、個人情報保護と悩みを抱える方への支援の必要性、この双方のバランスを考慮した仕組みの構築を検討すること。
3. 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切に作る伴走型で進める必要があり、地域の生活者レベルでの見守りが不可欠である。ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。
なお、支援活動の担い手の育成に当たっては、市町村単位の取組では限界があることから、都道府県が主体となるなど、広域的な取組を推進することが必要であり、都道府県の取組についても積極的に支援すること。

4. 孤独・孤立は健康面の不安や課題と関連しているケースも多く、医療機関とも連携した体制整備が必要であることから、かかりつけ医等と連携して地域社会における様々な支援へとつなげる「社会的処方」の実践に取り組む市町村に対し、体制整備や人材育成等に係る必要な支援を行うこと。
5. 子ども食堂や学習支援など子どもの居場所づくり、子どもや高齢者の見守り、ヤングケアラー支援、女性に寄り添った相談支援、居住支援法人に対する支援、フードドライブなど、地域の実情に応じた取組を支援するための各種交付金等の確保・拡充を図ること。
また、各種交付金等の手続きの簡素化を図ること。
6. コロナ禍における孤独・孤立対策には緊急的な支援策が必要であり、地方自治体が直接実施する事業について、財政支援を行うこと。
7. SNS等のオンラインによる相談の強化・拡充を図るため、相談員の確保や緊急対応等の体制整備に向けた支援を行うこと。
8. 誰ひとり取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、全ての人が身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多様な情報の中から必要な情報を選択し、主体的に利用できるICTリテラシーの向上を支援すること。
9. 南海トラフ地震や首都直下地震など将来的に発生が危惧される大規模災害の被災地においては、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居やコミュニティの分散など、生活環境が変化する中で被災者の社会的孤立等が生じる恐れがあることから、長期にわたって見守り支援を行う体制を構築すること。
10. 支援を求める方に支援情報が届くよう、情報の発信を強化すること。
また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」が認知されるよう、役割の周知・啓発を一層推進すること。

令和3年6月11日

全 国 市 長 会
まち・ひと・しごと創生対策特別委員会